

原安防発 第 17号

2023年9月1日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全・技術部門統括
伊 阪 啓

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の
特定重大事故等対処施設の運用開始に伴う施行について

高浜発電所原子力事業者防災業務計画（2023年8月25日届出）の第3節 附則の1および3について、2023年8月31日より施行しますのでご連絡いたします。

以 上

添付資料

1. 高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表（抜粋）

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p data-bbox="376 564 770 639">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="474 1035 694 1110"><u>2022年6月</u> 関西電力株式会社</p>	<p data-bbox="1240 564 1621 639">高浜発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p data-bbox="1339 1059 1559 1134"><u>2023年8月</u> 関西電力株式会社</p>	

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3.1に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1.9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3.2に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、<u>1. 2号機の【特重発電機】、【特重フィルタバント】</u>および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の職務に係る事項については、組織改正に係る保安規定施行日から適用することとし、それまでの間は以下のとおり読み替える。</u></p> <p><u>第3章第2節4. 消火活動のうち、「発電所対策本部発電班長および保修班長」は、「発電所対策本部総務班長、発電班長および保修班長」と読み替える。</u></p> <p><u>第3章第2節6. 二次災害防止に関する措置のうち、「発電所対策本部保修班長」は、「発電所対策本部総務班長」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p style="text-align: center;">第5章 その他</p> <p style="text-align: center;">第1節 福井県内の他原子力事業者への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県内の他原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）からの要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-1-3.3に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p>(2) 若狭地域原子力事業者支援連携本部からの要員の派遣および資機材の貸与の要請への協力</p> <p>(3) 上記(1)および(2)による協力を円滑に進めるための別図5-1-1.9に定める発電所支援会議の設置</p> <p style="text-align: center;">第2節 福井県外の原子力事業者等への協力</p> <p>原子力防災管理者は、福井県外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合、または他の原子力事業者が輸送の安全に責任を有する事業所外運搬において原子力災害が発生した場合もしくはそのおそれがある場合は、「原子力災害時における原子力事業者間協力協定」等に基づき要請を受けた原子力事業本部の部門統括からの支援要請に応じ、当該事業所が実施する事業所外での緊急事態応急対策等および原子力災害事後対策を支援するため原子力事業本部原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の協力を得て、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 別表5-2-3.4に定める要員の派遣および資機材の貸与</p> <p style="text-align: center;">第3節 附則</p> <p>1. 本計画のうち、2号機の【特重発電機】、【特重フィルタバント】および特重施設に係る事項については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日から適用する。</p> <p>2. 本計画のうち、2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p> <p>3. 本計画のうち、<u>発電所原子力防災組織の人数の変更に係る事項については、組織改正（土木建築工事グループ廃止）の実施日から適用する。</u></p> <p style="text-align: center;">30</p>	<p>記載の適正化(原子力災害医療充実の別表追加に伴う別表番号ずれ)</p> <p>1号機の附則適用に伴う記載内容の修正</p> <p>附則適用に伴う削除</p> <p>組織改正に伴う変更の適用時期の明確化</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行	修 正 案	理 由
<p>3. 本計画のうち、<u>1.</u> 2号機の蓄電池（3系統目）に係る事項については、蓄電池（3系統目）の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日から適用する。</p>		<p>附則適用に伴う段落番号の修正 1号機の附則適用に伴う記載内容の修正</p>

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (15/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機	2号機 ¹⁾
冷やす	AL 25	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対応施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または[特重発電機]のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。 <補足> 1, 2号機の[特重発電機]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	○	-

別表3-1-2-4 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (15/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
冷やす	AL 25	<p><非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ> 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。 また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。 「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ)。 「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対応施設に属するものを含む)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する(以下この表において同じ)。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下のいずれかとなったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置または[特重発電機]のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。 ② すべての所内非常用高圧母線が外部電源および非常用ディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。 ③ 外部電源からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。 <補足> 2号機の[特重発電機]については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>

記載の適正化(別表番号の変更)

1号機の附則適用に伴う記載内容の修正

記載の適正化(原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説との整合)

高浜2号機への新基準EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現

行

修正案

理由

別表3-1-2.2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機	2号機 ¹⁾
冷やす	SE 25	<非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉が冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 <補足> 1, 2号機の【特重発電機】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	○	—
	GE 25	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。 <補足> 1, 2号機の【特重発電機】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。	○	—

別表3-1-2.4 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (16/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
冷やす	SE 25	<非常用交流高圧母線の30分間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉が冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が、非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】のいずれの電源からも受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。 <補足> 2号機の【特重発電機】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。
	GE 25	<非常用交流高圧母線の1時間以上喪失> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。 【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、交流動力電源が以下の状態となったとき。 なお、空冷式非常用発電装置については、1基で1つの常設代替電源設備とみなす。 (1) すべての所内非常用高圧母線が非常用ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器、予備変圧器、空冷式非常用発電装置および【特重発電機】のいずれの電源からも受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。 <補足> 2号機の【特重発電機】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。

高浜2号機への新基準EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除

高浜2号機への新基準EAL区分適用により旧基準EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正

記載の適正化(原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説との整合)

1号機の附則適用に伴う記載内容の修正
記載の適正化(別表番号の変更)

記載の適正化(誤記訂正)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (17/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1,3,4号機	2号機 ^{*1}
冷やす	AL	-	-	-	-
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合に、当該直流母線への供給電源が蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分以上継続したとき。 ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。 <補足> 1,2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○
GE	27	<p><全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時の非常用炉心冷却装置その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分以上継続したとき。 <補足> 1,2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>	○	-

別表3-1-2-4 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (17/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
冷やす	AL	-	-
	SE	27	<p><直流電源の部分喪失> 非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が5分以上継続すること。</p>
GE	27	<p><全直流電源の5分以上喪失> 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</p>	<p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。</p> <p>【解説】 すべての運転モードおよび運転モード外において、すべての蓄電池(安全防護系用)、蓄電池(3系統目)、充電器(後備充電器を含む)または可搬型整流器などを含む代替電源設備からの受電ができず、すべての非常用直流母線が使用不能となり、その状態が5分以上継続したとき。 <補足> 2号機の蓄電池(3系統目)については、蓄電池(3系統目)の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前確認完了日以降に適用する。</p>

高浜2号機への新基準EAL区分適用により適用号機区別が不要となったため削除

高浜2号機への新基準EAL区分適用により旧基準EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正
記載の適正化(原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説との整合)

1号機の附則適用に伴う記載内容の修正

記載の適正化(別表番号の変更)

高浜発電所原子力事業者防災業務計画新旧比較表

現 行

修 正 案

理 由

別表3-1-2-2 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (29/39)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説	1, 3, 4号機	2号機 ^{※1}
閉じ込める	AL	-	-	-	-
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで1×10^5 m S v/h未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、【特重フィルタベント】の実施をいう。</p> <p><補足> 1, 2号機の【特重フィルタベント】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>	○	-
	GE	-	-	-	-

別表3-1-2-4 原災法に基づく通報基準およびEALを判断する基準の解釈 (27/37)

区分	事象番号	原災法および原子力災害対策指針に基づき通報(報告)すべき事象	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説
閉じ込める	AL	-	-
	SE	43	<p><原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</p> <p>【原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準】 原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。</p> <p>【解説】 (1) 運転モード1、2、3および4において適用する。 (2) 「炉心の損傷が発生していない場合」とは、格納容器内の格納容器内高レンジエアモニタで1×10^5 m S v/h未満である場合をいう。 (3) 「原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用」とは、【特重フィルタベント】の実施をいう。</p> <p><補足> 2号機の【特重フィルタベント】については、特重施設の工事の計画に係るすべての工事が完了した時の原子炉施設に係る使用前検査終了日以降に適用する。</p>
	GE	-	-

記載の適正化(別表番号の変更)

1号機の附則適用に伴う記載内容の修正

記載の適正化(誤記訂正)

高浜2号機への新基準EAL区分適用により旧基準EALの表が不要となり削除したため、表番号を修正

高浜2号機への新基準EAL区分適用により旧基準EAL区分が不要となったため削除